

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年11月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区地域防災計画修正業務支援委託」

(2) 業務内容

- ①基礎調査（区の現況・被害想定収集・分析・評価・算出・課題整理・対策案の提示）
- ②①の結果を踏まえたまちづくりセンターの所管地区ごとの地区別防災カルテ（※）の作成
- ③実災害や他自治体の参考事例の収集・提示
- ④世田谷区地域防災計画修正方針・素案・案・完成品（概要版・本編・資料編・地区防災計画編）の作成
- ⑤検討委員会等への参加・運営支援
- ⑥各種会議用資料の作成・印刷・報告
- ⑦関係計画・上位計画・法令等の検討内容との調整
- ⑧区民アンケート、区民意見交換会、説明会、シンポジウム等の開催支援
- ⑨パブリックコメントの実施支援
- ⑩東京都協議に伴う支援
- ⑪見易さ・理解のしやすさに配慮した計画レイアウト等の修正支援
- ⑫地域防災計画修正に伴う区関連計画と関係性の整理、更新作業の提案
- ⑬防災会議の運営支援
- ⑭報告書の作成

※②の地区別防災カルテは以下の項目を図や表を用いてまとめたものとする。

- ・地域特性（町会・自治会数、人口、面積など）
- ・災害特性（想定震度、建物被害、地震火災、液状化危険度、地域危険度、浸水想定、水害記録、土砂災害危険箇所など）
- ・防災資源（防災倉庫、AED設置場所、防災行政無線野外放送塔、避難所、一時集合所、避難場所、給水拠点、土のうステーションなど）

(3) 地域防災計画修正のスケジュール

令和5年度に「世田谷区地域防災計画修正方針」の提示及び「地区別防災カルテ」の作成、令和6年度に「世田谷区地域防災計画」修正素案たたき台・素案・案・完成品の作成を予定している。詳細は以下のとおり。

令和5年

5月 東京都地域防災計画（修正版）の公表

令和6年

1月～ 3月 世田谷区地域防災計画修正方針及び地区別防災カルテ作成作業

- 3月～ 4月 防災会議にて世田谷区地域防災計画修正方針の承認
- 4月～ 5月 世田谷区地域防災計画修正素案たたき台作成作業
- 6月～ 8月 防災関係機関、各所管による世田谷区地域防災計画修正素案作成作業
- 9月 防災会議にて修正素案の承認
- 10月 パブリックコメントの実施
- 10月～ 世田谷区地域防災計画修正案作成作業
- 令和7年1月 東京都との協議
- 3月 防災会議にて案の承認⇒世田谷区地域防災計画完成

(4) 履行期間

令和6年1月中旬(予定)から令和7年3月31日(月)まで

※委託契約は年度ごとに行い、履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として令和6年度の契約を認める。

※上位計画や法の改正等により業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しない場合がある。

2 参加資格

参加表明書提出日現在において次に掲げる要件のすべてに該当する者

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
 - (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
 - (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと
 - (5) 令和2年4月以降に都特別区または人口50万人以上の市区町村における地域防災計画(※)の策定または改定に関する業務を行った実績を有すること
- ※地域防災計画とは災害対策基本法第2条に規定される計画をいう

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績
- (2) 本業務を実施する予定担当者の資格及び実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 提案内容
- (5) 資料作成能力

5 手続き等

- (1) 担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷四丁目2番33号（第三庁舎3階32番窓口）

世田谷区 危機管理部 災害対策課 大野

電話03（5432）2262 FAX03（5432）3014

(2) 説明書の公表期間ならびに場所及び方法

期間 令和5年11月8日（水）～11月22日（水）

場所 世田谷区ホームページで公開（トップページ→暮らし・手続き→救急・防犯・防災→
防災・災害対策→区の防災対策・計画・方針等）

方法 世田谷区ホームページからダウンロード及び上記（1）窓口で配布

(3) 参加表明書の提出期限ならびに場所及び方法

期限 令和5年11月22日（水）15時まで（郵送の場合は令和5年11月21日（火）
消印有効）

場所 上記（1）に同じ

方法 持参または郵送

(4) 提案書の提出期限ならびに場所及び方法

期限 令和5年12月15日（金）15時まで（郵送の場合は令和5年12月14日（木）
消印有効）

場所 上記（1）に同じ

方法 持参または郵送

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

5（1）に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。